

【個人向け国債宝くじキャンペーン】商品内容確認書

<【個人向け国債宝くじキャンペーン】(ドリームジャンボ宝くじ贈呈)お申し込みにあたってのご確認事項>

1. お客様に贈呈する宝くじの種類・数量等について

- (1)景品としてお客様に贈呈する宝くじは、宝くじを発売する都道府県および指定都市から株式会社みずほ銀行(以下、「みずほ銀行」という)が発売事務を受託する「ドリームジャンボ宝くじ」(以下、「宝くじ」といいます)です。
- (2)お客様に贈呈する宝くじは「連番」くじ(最大10枚単位)となります。番号バラはお取り扱いできません。
- (3)宝くじの贈呈はお1人さま1回限りとなります。
- (4)「個人向け国債」の購入金額に応じた宝くじの贈呈枚数は次の通りとなります。

購入金額	ドリームジャンボ
100万円	5枚
200万円	10枚
300万円	15枚
⋮	⋮



・額面100万円以上のご成約で宝くじを贈呈します。
・「ドリームジャンボ宝くじ」は、ご購入金額100万円に対し、5枚の贈呈となります。
※贈呈となる宝くじは、ドリームジャンボ宝くじとなります。
※同一店内でのお1人さまのご購入合計額で判定いたします。

2. 対象となる個人向け国債について

個人向け国債		
固定3年	固定5年	変動10年

3. 宝くじの贈呈スケジュールについて

贈呈するジャンボ宝くじ	宝くじ番号のお知らせ時期	宝くじの抽せん
ドリームジャンボ宝くじ	宝くじの発売から3週間程度	宝くじの発売から4週間程度

※上記のスケジュールは変更となる場合があります。

募集期間中に対象となる個人向け国債を100万円以上ご購入されたお客様を、宝くじ贈呈の対象とさせていただきます。

なお、募集期間中に「ご購入を取り消し」された場合など、ご購入されなかつた場合には対象となりません。

4. 宝くじの保護預りについて

お客様に贈呈する宝くじは、当行にて保護預りとさせていただき、宝くじの現物は取り扱いいたしません。また、この保護預り業務はみずほ銀行に委託します。

5. 宝くじ番号の通知について

- (1)お客様に贈呈する宝くじの番号は、「宝くじ番号」を記載した「番号通知ハガキ」(以下「ハガキ」といいます)を郵送することでお知らせします。なお、「ハガキ」が宝くじの抽せん日までに到着しない場合でも、宝くじの贈呈は成立しています。この「ハガキ」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。
- (2)「ハガキ」は、お客様の3月末時点における当行へのお届けの住所に普通郵便で送付いたします。
- (3)お客様が当行に対して諸通知不要のお届けをしている場合でも、この「ハガキ」は送付されます。
- (4)この「ハガキ」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。
- (5)お客様の住所・氏名等に変更があったにもかかわらず、当行に対して所定の届出をなされなかつた場合や、郵便事情等その他諸事情により「ハガキ」が不着・延着・返戻となつた場合は、通常到達すべき日に「ハガキ」が到達したものとみなし、当行はその一切の責任を負いません。
- (6)本キャンペーンは、「電子交付サービス」の対象となります。インターネットバンキングをご契約いただいているお客様は、上記の「ハガキ」は郵送されませんので、インターネットバンキングで「宝くじ番号」をご確認ください。

6. 当せん金のお取り扱いについて

- (1)お客様に贈呈した宝くじの抽せん(「宝くじの日お楽しみ抽せん」を含む)は、当行が委託するみずほ銀行が行います。
- (2)当せん金は総合口座の普通預金にお振込いたします(抽せん日から1ヶ月以内)。総合口座をお持ちでない場合は、個人向け国債の指定預金口座にお振込いたします。当該口座をご解約された場合などで当せん金の入金が不能となった場合、当行およびみずほ銀行は当せん金のお受け取りにかかる一切の責任を負いません。
- (3)宝くじの抽せんにはずれ、毎年9月2日に行われる「宝くじの日お楽しみ抽せん」に係る当せんは、当せんされたお客様にみずほ銀行から直接、賞品を送付いたします。なお、送付先是3月末時点における当行へのお届けの住所とします。
- また、「宝くじの日お楽しみ抽せん」の対象宝くじについては、宝くじを発売する都道府県及び指定都市の決定に従うものとします。
- (4)抽せんに外れた宝くじは、当行またはみずほ銀行で処分します。

7. 諸注意事項

- (1)金融環境の変化等により、本キャンペーンは予告なく内容の変更または取り扱いを中止する場合があります。
- (2)上記1で定めた宝くじが販売されなかつた場合、および所定の宝くじ販売の時期や価格、内容等が大幅に変更となつた場合は、お客様に事前に通知することなく上記1で定めた数量分を購入するために見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または、他の物品等に変更できるものとします。
- (3)当せん金品として、金銭以外の物品等が提供される場合については、当行とみずほ銀行で協議の上、適切に対応するものとします。
- (4)贈呈した宝くじの権利は第三者に譲渡・贈与または担保差し入れすることはできません。
- (5)他キャンペーンと取扱期間が重複する場合、他キャンペーンとの併用は出来ません。

8. 個人情報について

当行およびみずほ銀行は、宝くじの贈呈、その保護預り、番号の通知、当せん確認および当せん金品の支払いに関連し、これに必要な限度において、お客様の住所、氏名、口座番号、当せん情報等の個人情報を利用させていただきます。

※こちらの「商品内容確認書」については、当行ホームページへの掲載および窓口に書面のご用意もございます。